

おかしいと思ったら

直ちに飲用を中止し

市役所・保健所へ

井戸水に異常(色、濁り、臭い、味など)があったとき、又は、周辺の状況から汚染のおそれが生じた場合は、直ちに飲用を中止し、下記の窓口に相談してください。

また、裏面の水質検査機関等に臨時の水質検査を依頼し、その結果、水質基準値を超える汚染が判明した場合には、相談した窓口に連絡し、指導を受けてください。

安全な水道水を利用しましょう

市町の水道は、定期的に水質検査を行い、水質基準を満たした安全な水を提供しています。水道の給水区域にお住まいの方は、水道の利用をお勧めします。

なお、他の設置者や県の調査等で地下水汚染を発見した場合、又は地下水汚染のおそれが生じた場合は、保健所、市や町を通じてお知らせしますので、原因調査等へご協力をお願いします。

飲用井戸に関するご相談は、市役所又は各保健所へお問い合わせください。

飲用井戸等の設置場所	問い合わせ、ご相談先	
	名称	電話番号
金沢市	金沢市保健所 衛生指導課	076-234-5114
七尾市	七尾市 建設部上下水道課	0767-53-8432
小松市	小松市 上下水道局上下水道管理課	0761-24-8112
輪島市	輪島市 上下水道局	0768-22-2220
珠洲市	珠洲市 生活環境課	0768-82-7785
加賀市	加賀市 上下水道部水道課	0761-72-7950
羽咋市	羽咋市 地域整備課	0767-22-7133
かほく市	かほく市 産業建設部上下水道課	076-283-7106
白山市	白山市 上下水道部水道課	076-274-9563
能美市	能美市 市民生活部生活環境課	0761-58-2217
野々市市	野々市市 土木部上下水道課	076-227-6106
川北町	南加賀保健所 生活環境課 〒923-8648 小松市園町又48番地	0761-22-0793
津幡町、内灘町	石川中央保健所 生活環境課 〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642
志賀町、宝達志水町、中能登町	能登中部保健所 生活環境課 〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番地9	0767-53-2482
穴水町、能登町	能登北部保健所 生活環境課 〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2011

【お問い合わせ先】

石川県生活環境部環境政策課 水環境グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1491 FAX番号 076-225-1466

E-mail mizu-s@pref.ishikawa.lg.jp

(平成31年3月作成)

井戸水を飲用する皆さまへ

井戸水は、夏は冷たく、冬は暖かく感じるなど、飲み水として多くの方が利用していますが、井戸水の水質は一定ではありません。

きれいな水を安心して飲むため、石川県では飲料水検査条例のほか、石川県飲用井戸等衛生対策要領を作成し、井戸の設置者が行う自主基準を定めていますので、次の「井戸水の衛生管理のポイント」を厳守してください。

井戸水の衛生管理のポイント

1 井戸やその周辺の清潔を保ちましょう

- ・みだりに人や動物が立ち入らないよう、飲用井戸やその周辺には鍵をかける、柵を設けるなど、適切な措置を講じてください。
- ・井戸やその周りは、定期的に清掃を行い、常に清潔保持に努めてください。
- ・井戸の点検(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)を定期的に行い、破損や雨水の流入防止等、汚染源に対する防護措置を講じてください。
- ・飲用井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、設置場所、設備等に十分配慮してください。

2 水質検査を実施しましょう

① 井戸水を初めて飲用に使用するときの水質検査

保健所に相談のうえ、裏面の水質検査機関等に全項目(51項目)の水質検査を依頼し、基準に適合していることを確認してください。

② 定期的な水質検査

年に1回以上、13項目の水質検査を水質検査機関に依頼してください。なお、周辺の状況から必要と認められる項目があれば検査項目に追加してください。(検査項目や水質検査機関は裏面をご覧ください。)

③ 毎日の点検と異常があった場合の水質検査

毎日、透明なコップに井戸水をくみ、水の色、濁り、臭い、味などに異常がないか、確かめてください。異常があるときは、直ちに飲用を中止し、市役所又は保健所(裏表紙に記載の窓口)に相談してください。また、水質検査機関等に臨時の水質検査を依頼してください。

飲用に適さないとの検査結果が出た場合は、利用者にその旨を周知するとともに、相談した窓口で指導を受けてください。

3 井戸水は消毒しましょう

・きれいに見える水も、目に見えない細菌などがいることがあります。病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付けるなど、井戸水を消毒してください。

※ 表流水や湧水を水源とする場合も、「井戸水の衛生管理のポイント」に留意してください。

※ 水道法(水道、専用水道、簡易専用水道)、建築物における衛生的環境の確保の法律(特定建築物)の適用を受ける場合は、当該法令に従ってください。

井戸水は安全ですか？

水質検査の項目

項目	水質基準値	年1回以上の13項目	備考
1 一般細菌	集落数が100/mL以下	○	
2 大腸菌	検出されないこと	○	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		
8 六価クロム化合物	0.05 mg/L以下		
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	○	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	○	
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		
16 シス-及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下		
21 塩素酸	0.6 mg/L以下		
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
25 ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下		
26 臭素酸	0.01 mg/L以下		
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下		
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下		
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下		
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下		
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	○	
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	○	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	○	
40 蒸発残留物	500 mg/L以下		
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		
45 フェノール類	0.005 mg/L以下		
46 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	○	
47 pH値	5.8以上8.6以下	○	
48 味	異常でないこと	○	
49 臭気	異常でないこと	○	
50 色度	5度以下	○	
51 濁度	2度以下	○	

水質検査機関

水質検査は、原則として、登録検査機関（水道法第20条第3項に定める厚生労働大臣の登録検査機関）に依頼してください。検査料金、日程、採水容器等は、各登録検査機関にご確認ください。

登録番号	登録検査機関名称	検査を行う事業場の所在地	電話番号
14	一般財団法人北陸保健衛生研究所	石川県金沢市太陽が丘3丁目1番2号	076-224-2122
198	株式会社エオネックス	石川県金沢市東蚊爪町1丁目19番地4	076-238-9685

- ・県内に「検査を行う事業場」が所在する登録検査機関は上記のとおりです。
- ・これらの機関以外にも、県外に検査を行う事業場を設け、石川県を水質検査の区域としている水質検査機関があります。
- ・登録状況は随時変更されますので、厚生労働省のホームページでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

年1回以上の検査項目(13項目)の概要

項目名	概要
1 一般細菌	一般細菌が多い水は、汚水等に汚染された可能性があります。
2 大腸菌	検出された場合は、糞便による汚染をうけた可能性があります。病原性大腸菌0-157もこの一種です。また、クリプトスポリジウム等が検出されるおそれもあります。
3 亜硝酸態窒素	乳児では、血液に障害をおこすおそれがあります。
4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	多量に含む水を飲むと、乳児では、血液に障害をおこすおそれがあります。
5 鉄	地質に由来する場合と、鉄製の配管が腐食している場合に検出されることがあります。
6 塩化物イオン	検出値が高い場合は、海水やし尿による汚染の疑いがあります。
7 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	硬度が高いと、石けんの泡立ちを悪くします。また、高すぎると、下痢の原因となるおそれがあります。
8 有機物(全有機炭素の量)	検出値が高い場合は、生活排水等による汚染の疑いがあります。
9 pH値	特にpH値が低い場合は、鉄管等がさびやすくなります。
10 味	水に溶存する物質の種類や濃度によって感じ方が変わります。
11 臭気	地質の影響や藻類などの生物の繁殖、工場排水、下水の混入などのほか、配管の内面塗装剤などに起因することもあります。
12 色度	水の色は、金属等によって色がつきます。 赤水: 配管のさびなど鉄分が多い 黒水: マンガンが多い 白水: 空気の泡あるいは配管から亜鉛の溶出 青水: 配管から銅が溶出
13 濁度	水の濁りの程度を示すもの。濁りの原因は、配管内のさびや、土砂、排水、化学物質などによる混入の可能性があります。

～クリプトスポリジウム等の対策について～

クリプトスポリジウム等とは、人間や哺乳動物(ウシ、ブタ、イヌ、ネコ等)の消化管内で増殖し、感染症をもたらすクリプトスポリジウムとジアルジアという原虫で、大きさはそれぞれ4~6μm、8~12μm(1μmは1mmの千分の1)です。クリプトスポリジウム等を食べ物や水を介して口から摂取すると、下痢、腹痛、吐き気や嘔吐、軽い発熱などをおこします。クリプトスポリジウムは熱に弱いので、水は1分間以上煮沸させて飲んでください。水も湯冷ましを使って作ってください。食器はよく拭いて乾燥させてください。